年度　給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の 決定・変更 通知書（納税義務者用）

住所	宛名番号

氏名	受給者番号

特別徴収義務者名	指定番号

見本

問合せ先　新居浜市 総務部 市民税課　電話 0897(65)1224(直通)

所得	給与収入	
	給与所得（所得金額調整控除後）	
	その他の所得計	

主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時
総所得金額①								

課税標準	
総所得③	
山林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	

所得控除			
雑損		障・寡・ひ・勤	
医療費		配偶者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済		扶養	
生命保険料		基礎	
地震保険料		所得控除合計②	

控配	老配	扶養親族該当区分 特定	同老	老人	16歳未満	その他	本人該当区分 同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生	繰越損失

（摘要）

税額			
市民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
県民税	税額控除前所得割額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
特別徴収税額⑧			
控除不足額⑨			
既充当額⑩			
既納付額⑪			
差引納付額(⑧−⑪−⑨,⑩)			
変更前税額⑫			
増減額（⑧−⑫）			
変更月	月		

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に新居浜市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に新居浜市を被告として(新居浜市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があるときを除き、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求中又は処分の取消しの訴え中であっても徴収の執行は停止しません。

納付額						
6月分		10月分		2月分		
7月分		11月分		3月分		
8月分		12月分		4月分		
9月分		1月分		5月分		